

阿賀野市規則第 2 1 号

阿賀野市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

阿賀野市農業委員会に対する事務委任規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（2）の項中「及び同項第 2 号に定める農地保有合理化事業の実施を促進する事務並びに同法第 1 8 条に規定する農用地利用集積計画の作成に関する事務」を削り、同表中（3）の項を削り、（4）の項を（3）の項とし、（5）の項を（4）の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市農業委員会に対する事務委任規則の規定は、令和 7 年 3 月 3 1 日から適用する。